

任意継続組合員制度について

任意継続組合員制度とは、退職後も引き続き在職中と同様に医療給付が受けられ、人間ドックなどの福祉事業の一部も利用できる制度です。

- **加入資格について** 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方
- **加入期間について** 2年間
- **任意継続掛金について**

下記の区分により計算した①か②いずれか低い方の額となります。
平成22年度の掛金率及び平均給料月額は今時点では未定ですので、次回の「いばらき共済」でお知らせします。

区 分	月額掛金の算式 ※介護掛金は40歳以上65歳未満の方が対象
組合員期間が15年以上あり 退職時年齢が55歳以上の方	①退職時給料月額×0.7×(短期掛金率+介護掛金率)
	②共済組合の平均給料月額×(短期掛金率+介護掛金率)
上記以外の方	①退職時給料月額×(短期掛金率+介護掛金率)
	②共済組合の平均給料月額×(短期掛金率+介護掛金率)

【参考】・平成21年度任意継続掛金率 短期掛金率 93.4 / 1000 介護掛金率 10.4 / 1000
・平成21年度共済組合の平均給料月額 340,000円

● 加入手続きについて

本年3月31日退職予定の方については、2月中旬頃、任意継続組合員を希望するかどうかの調査を行いますので、その際に共済事務担当課へ申し出てください。

● 任意継続組合員証等の交付について

本年3月31日退職予定の方で、加入を希望する方には、3月下旬頃「任意継続組合員証」「任意継続組合員被扶養者証」を共済事務担当課を経由して交付します。

● 任意継続掛金の払込みについて

任意継続掛金の払い込み方法については、「6カ月分前納」または「12カ月分前納」があります。
初回の任意継続掛金は、退職した日の翌日から20日以内に払い込みをお願いします。

● 受けることができる給付等について

短期給付については、在職中と同様の給付を受けることができますが、休業手当金等休業補償に関する給付は除かれます。

また、福祉事業については、共済貯金や人間ドック利用助成、宿泊利用助成等を利用することが出来ます。

● 任意継続組合員資格の喪失について

次のいずれかに該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。
「共済組合員申告書」に任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証（被扶養者がいる場合）を添えて、共済組合へ提出してください。

- ① 2年を経過したとき（※任意継続組合員証、被扶養者証だけを返還してください。）
- ② 任意継続掛金を、期日までに払い込まなかったとき
- ③ 再就職し、他の医療保険制度に加入したとき
- ④ 任意継続組合員でなくなることを希望したとき
- ⑤ 死亡したとき



Q & A

Q1 任意継続組合員になると家族の被扶養者になるのでは、どちらが有利ですか？

A1 被扶養者になれば健康保険料は一切かかりませんので、負担の面からみると被扶養者になる方が有利と思われます。
また60歳未満の方は、60歳になるまで国民年金保険料（年間約17万円）を納めなくてはなりません。配偶者の扶養（子の扶養を除く）になると、国民年金第3号被保険者となり、国民年金保険料を納める必要はありません。

Q2 家族が被扶養者に認定されていますが、任意継続組合員になると退職後も被扶養者になりますか？

A2 継続して被扶養者になります。

Q3 他の医療保険制度に加入した場合、共済組合に前納した任意継続掛金はどうなりますか？

A3 喪失日以後の掛金は返還します。

組合員の方が退職（懲戒免職を除く）した時点において、当組合の組合員期間（公立学校共済組合茨城支部の組合員期間を含む）が二十年以上「市町村長にあっては、当該市町村長としての組合員期間が十二年以上」ある組合員に対し、多年にわたり地方自治体の職務に精励されたことに敬意を表すとともに、永年の勤続を祝して記念品（宿泊利用券等）を贈呈しています。

長期勤続退職者へ記念品の贈呈

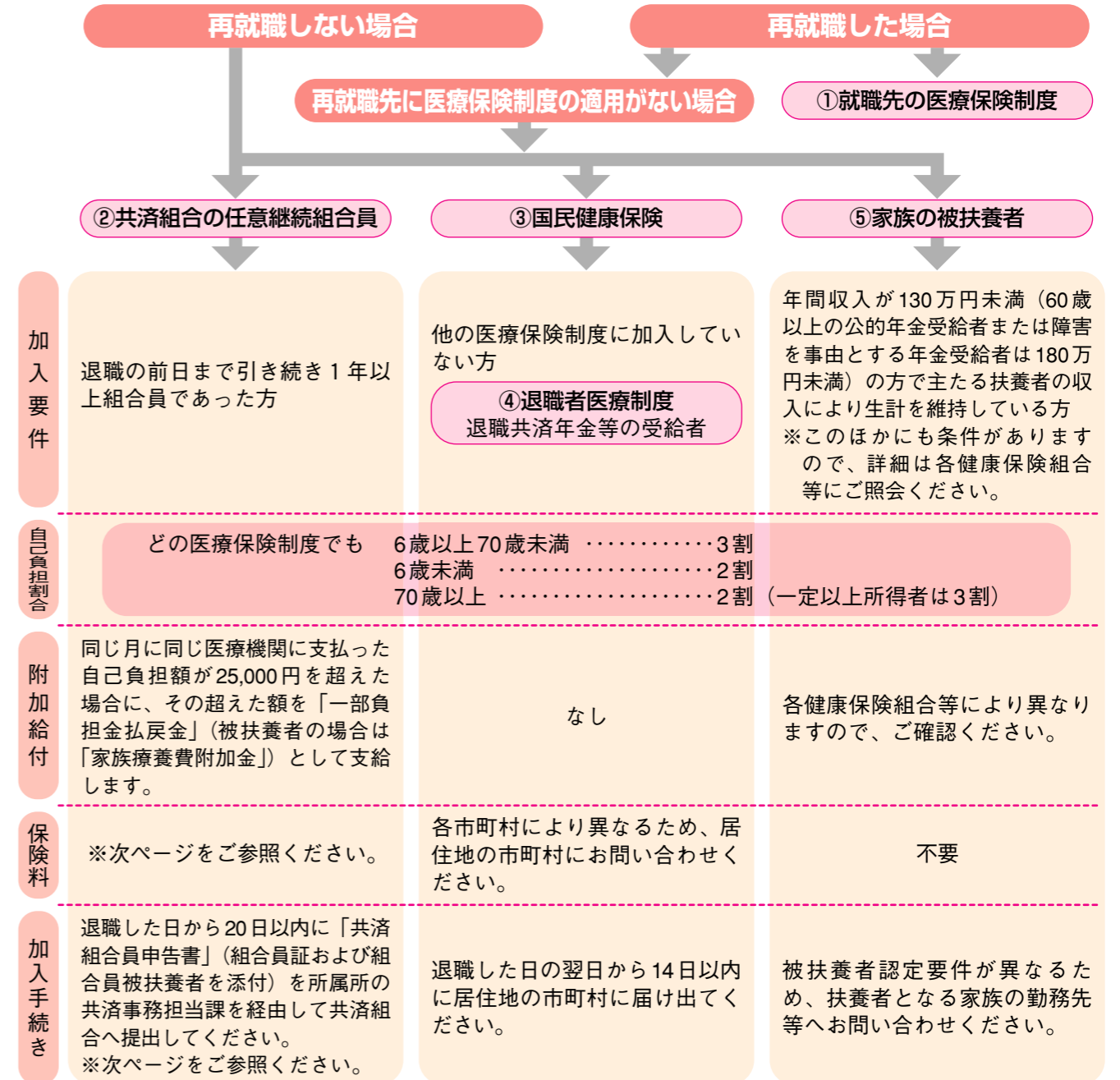
今回、平成二十二年三月末に退職される組合員のうち、当該要件に該当する方々に対しは三月中旬ごろに、平成二十二年四月以降に退職される方についてはその都度の申請に基づき贈呈します。

退職後の医療保険制度について

*** 退職を予定されている方へ ***

組合員の皆さんが退職されますと、退職日の翌日から組合員資格を喪失することとなり、同時に被扶養者の方も被扶養者資格を喪失することになります。

そのため、新たに医療保険制度に加入しなければなりませんので、下表を参考にどの制度に加入したらよいかご検討ください。



【お願い】

資格喪失後は、お持ちの組合員証等は使用できませんので、所属所の共済事務担当課を経由して共済組合へ返還してください。

資格喪失後に組合員証等を使用し医療機関などで受診すると、共済組合が医療機関に支払った医療費を組合員であった方に全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

お問い合わせ先 共済組合保険課 TEL 029-301-1413